

アヘン戦争後、どうして清は、戦っていないアメリカやフランスと条約を結んだのですか？

条約は、戦争をしていた国のあいだでだけ結ぶものではありません。南京条約はイギリスと清朝のあいだのアヘン戦争の講和条約です。しかし、アヘン戦争前に中国と貿易をおこなっていたのはイギリスだけではなく、アメリカやフランスなどの多くの欧米諸国の商人が広州にきて、貿易をおこなっていました、そして南京条約とその後の清朝とイギリスのあいだの諸条約などで、イギリスは領事裁判権や協定関税制度、片務的最恵国待遇など、様々な特権を獲得しました。清朝は最恵国待遇を他国にも恩恵として付与するとしましたが、アメリカとフランスは条約を結ぶことで、正式な条約関係を構築し、特権を確実に得ることを考えました。そこで1844年10月に、アメリカが望廈条約、フランスが黄埔条約を結んだのです。このほかにも清朝は、45年7月にはベルギーとの協定、47年3月には北欧のスウェーデン・ノルウェーとのあいだに通商条約を結びました。

欧米諸国と広州貿易

1644年に清朝は中国本土支配を開始しますが、東南沿海では海上貿易を基盤とする鄭氏が抵抗したため、清朝は民間の海上貿易を禁止し、中国の対外貿易は停滞しました。83年に鄭氏が降伏すると、清朝は民間の対外貿易を認め、欧米船の中国への来航も再び増加し始めましたが、それはしだいに広州に集中していきました。そこで清朝は1757年に欧米船の来航を広州一港に制限しました。もっとも、清朝は陸路で貿易するロシア以外の国々の広州来航を認め、貿易量も貿易額も制限せず、広州一港化のの

ちにむしろ欧米船の来航は増大しました。

広州への欧米船来航が増大したのは、イギリスをはじめとする欧米諸国において紅茶を飲む習慣が広まり、中国からの紅茶の輸入が増大したからです。この広州から欧米に茶を輸出する貿易の中心となったのがイギリス東インド会社でした。

1783年にアメリカが独立すると、アメリカ商人はその翌年には広州に来航しました。アメリカ商人はボストンなどのアメリカ東海岸の貿易港を拠点とし、茶貿易で活躍し、中国には毛皮やアヘン・銀を輸出するようになり、イギリス商人の強力なライバルとなります。

フランスは1604年に東インド会社を設立して1728年には広州にも進出しましたが、インドにおいてイギリスに敗れ、69年に東インド会社も解散、広州貿易はイギリスには及びませんでした。このほか、北欧諸国が広州の貿易で重要でした。

紅茶貿易が拡大してイギリス側から中国への銀流出が増えると、イギリスでは東インド会社への批判が増えました。そこで東インド会社は支配下にあるインドのベンガルでアヘンを生産し、カルカッタからこのベンガル・アヘンを中国に輸出しはじめました。アヘン貿易にはアメリカ商人も積極的に参与し、トルコ産のアヘンやイギリス東インド会社の支配下でない地域で生産され、ボンベイから輸出されるマルワ・アヘンを中国に持ち込みます。こうしたアヘン貿易に対する清朝による取り締まりを契機に1840年6月、アヘン戦争が勃発します。

南京条約と最恵国待遇

アヘン戦争はイギリスの一方的な勝利に終わり、1842年7月、南京条約が結ばれました。この条約は5港の開港を決めていましたが、貿易に関しての具体的な取り決めはほとんどない簡単なものでした。そのため、新たな開港場で貿易を実際におこなうためには、追加条約が必要でした。

その後、広州付近において清朝側とイギリスのあいだで交渉がおこなわれ、それは「通過税に関する宣言」「五港通商章程」「税率表」「虎門寨追加条約」によって具体化されました。そこで清朝は、協定による関税率(関税自主権の喪失)、領事裁判権、片務的な最恵国待遇を認めることになります。これらは当時は不平等条約とは認識されていませんでしたが、のちに不平等条約として中国が克服をめざす対象になります。

1843年に清朝はアメリカの要求にもとづいて、最恵国待遇をイギリス以外の国々にも恩恵的に付与するという措置をとりました。清朝側は、これは恩恵的に与えたものだとして解釈し、それ以上の条約を結んで束縛されることを嫌いました。しかし、アメリカとフランスはこうした最恵国待遇などの特権を含んだ条約を結ぶことで、条約にもとづく関係を確実にしたいと考えました。また領事裁判権などは条約を結んで中国に領事を派遣しない限り、実際には行使できないものでした。そこでアメリカ・フランスは清英間の諸条約をまとめたかたちの望廈・黄埔条約を清朝と結びました。のちにスウェーデン・ノルウェーとのあいだで望廈条約とまったく同文の条約が結ばれ、清朝とベルギーの協定では最恵国待遇を明記しました。

一方、中国との貿易を陸路のみに制限されてきたロシアは開港場での貿易を望みましたが清朝側は条約を結ぶことを拒絶しました。このほかの欧米諸国が清朝と条約を結ばなかったのは、清朝側が条約締結を好まず、無条約国に対しても先述のように最恵国待遇を認めていたからです。また、無条約国の人々は法的には清朝の法に服すべきでしたが、実際には清朝の法は無視され、イギリス商人が無条約国の代理領事をつとめることはありましたが、正式の自国領事はいませんでしたから、領事裁判権の管轄外になりました。結果としてこうした無条約国人はだれ

にも統制を受けない状況になっていました。

第2次アヘン戦争と条約体制

南京条約以降もイギリスの対中国貿易は拡大せず、清英間の外交交渉も停滞しがちでした。そこでイギリスはフランスとともに再度清朝に戦争をしかけ、1856年に第2次アヘン戦争(アロー戦争)が勃発します。この戦争において英仏が清朝に勝利したことにより、58年の天津条約では清朝は華北・東北と長江沿いを開港するとともに、外交使節の北京常駐やキリスト教の布教を認め、これは60年の北京条約でも確認されます。

アメリカとロシアはイギリスに呼びかけられたものの、第2次アヘン戦争に参加しませんでした。しかし、両国は条約改正交渉には参加するという立場をとっており、天津条約の交渉ではイギリス・フランスとともに参加して条約を結び、1860年にはロシアも北京条約を結びます。1860年代にはさらに、これまで条約を結んでいなかったオランダやドイツ諸邦なども清朝と新たな条約を締結し、欧米諸国と清朝のあいだの条約体制ができあがっていきました。新たに条約を結んだ諸国は、公使や領事を正式に中国に派遣し、無条約国の人々の管轄問題も、欧米諸国に限ればしだいに解消していきます。もっとも、中国をめぐる条約体制には日本や朝鮮などのアジア諸国や南米諸国は含まれず、これはその後の課題となっていきます。

(むらかみ・えい／京都大学人文科学研究所准教授)

ローマ帝国の剣闘士は死ぬまで戦うのですか？ もしそうなら、どれくらいの割合で死者が出たのですか？

剣闘士競技は古代ローマ帝国でおこなわれていた見世物の1つで、紀元前4世紀から紀元後5世紀までの長期にわたり、帝国各地でおこなわれてきました。剣闘士試合といえば、古代から死や残酷な場面がモザイク(巻末図版)やレリーフに描かれ、近年では、映画やドラマで残酷なシーンが強調されることもあり、血なまぐさい競技という印象が一般的だと思われま

さて、ご質問いただいた剣闘士と死の関係性についてですが、これは時代や地域、そしてその剣闘士競技の開催形式によって異なります。そのため、以下では、対象とする時代を、主として剣闘士競技が盛んにおこなわれた紀元後1、2世紀に、また試合の形式は、罪人の処刑や野獣との戦い、集団戦を除外し、剣闘士同士の1対1の対戦に限定し、のべていきます。

決着の方法

剣闘士と死のリスクを考察するにあたり、まずは剣闘士試合の決着の方法についてみていきましょう。剣闘士競技には、様々な試合の決着がありました。一方が戦闘不能になることもあれば、致命傷を負う前にみずから降伏することもありました。また、両者決め手を欠き、膠着状態におちいり、引き分けとなることもありました。

これは剣闘士の墓碑からうかがえます。剣闘士の墓碑には、試合数・勝利数・引き分け数が記されていることが多いですが、例えば、フランマという剣闘士は34試合を戦い、勝利は21回、引き分けは9回、そして助命が4回であったとされています。また、

バルドゥスという剣闘士は、碑文の欠損から正確な数字を読み取ることができませんが、剣闘士として20年活動し、25(あるいは35)試合を戦い、勝利は19回、引き分けは6(あるいは16)回でした。このように、剣闘士には引き分けもあれば、負けもありました。そして複数回敗れていることからわかるように、敗北がすなわち死を意味するというわけではありませんでした。

では、敗れた剣闘士はどのように処遇されたのでしょうか。もっとも厳しい場合、敗北を認めた剣闘士は対戦相手によって闘技場の真ん中で喉をかき切られて処刑されました。その一方、敗者には命乞いをするのが許されていました。敗者を処刑するか、助命するか最終的な判断をくださったのは、その試合の主催者でした。主催者が親指を下に向ければ助命、上に向ければ処刑となりました(今日の親指を用いたジェスチャーとは逆)。

しかし、このような判断は主催者の独断でおこなわれたわけではありません。主催者の決定に大きな影響力を有したのが、闘技場につめかけた観衆の反応でした。最終的な決定権を有していたのは、主催者ではありませんでしたが、そもそも剣闘士試合の開催の目的の1つに大衆の支持を取りつけるということがありましたから、観衆の要求をむげにすることはできなかったのです。

ところで、観衆は、どのような基準で敗者の処遇を決したのでしょ

の剣闘士が勇敢に戦ったのであれば、観衆はその剣闘士の助命を要求し、情けない戦いぶりであったのなら、死を要求したというのです。ここから観衆は、むやみやたらに剣闘士の死を求めたのではなく、勇敢さを剣闘士試合に求めていることがうかがえます。

剣闘士の死亡率

では、実際にどのくらいの割合で剣闘士は命を落としたのでしょうか。この点についてはヴィルというフランスの研究者が碑文や落書きの情報を統合した興味深い試算をしています。エーゲ海の最北部のタソス島では7試合のうち1件、イタリアのナポリ近郊のポンペイでは18試合で4件、テヴェレ河畔では2試合で1件の喉切りが確認されています。その一方で、イタリア南部のウェナフルムでは、5試合でだれも死亡していません。彼の集めた事例によれば、32試合中6件の喉切りがあったそうです。100試合で19人程度です。言い換えるならば、200人で19人の割合で喉切りがあったということになります。こうしたことから、今日では、おおよそ10人に1人前後の割合で剣闘士が死亡したとの理解が一般的です。

ただし、この見積もりは、各剣闘士の立場をふまえたものではないため、額面通りに受け取るわけにはいきません。なぜなら、剣闘士の死亡率は剣闘士の地位によって異なると考えられるからです。剣闘士には、新人や古参といった経験の区別のほか、首位や2位、3位といった序列制度がありました。そして、この違いが、剣闘士の死のリスクに関係したと考えられます。実際に剣闘士の墓碑からは、彼らが駆け出しのころにたくさん試合をこなしていることが窺えます。先のパルドゥスは20年間剣闘士として活動し、試合数が25戦ないしは35戦でしたが、これを1年あたりに換算するといずれの場合でも年1、2試合程度に落ちつきます。しかし、同じ剣闘士でも21歳ながら22戦を経験している者もいます。これを年1、2試合程度と見積もるならば、この者は、10歳くらいから戦っていることになりま。このほかにも20歳前後で10戦以上している剣闘士は複数います。こうしたことから、剣闘士の死のリスクは新人の頃が高く、戦歴を重ねるにつれ、

徐々に低くなっていったと考えられます。

これは試合の主催者の視点からも裏づけられます。剣闘士試合を開催するにあたって、自前の剣闘士養成所を所有していない場合、主催者は剣闘士をレンタルしました。その契約に関して、後2世紀中頃の法学者ガイウスは興味深い叙述を残しています。彼によれば、試合で剣闘士が負傷や死亡した場合、その剣闘士は買取りになったというのです。驚くべきは、そこにたとえとしてあげられている数値で、通常のレンタル料の50倍の値段に設定されていることです。ここから、剣闘士の負傷や死は大きな経済的負担を主催者に強いたことが読み取れます。その一方で、このような側面を逆手にとり、主催者は剣闘士の死を提供することで、自身の経済的な豊かさや、気前のよさを人々に示すこともできましたが、そのような形式での試合が一般的であったとは考えにくいのです。というのも、剣闘士の死がありふれたものであったのなら、その死の価値が下がってしまい、剣闘士の死を通して気前の良さを示すという仕組みそのものが機能しなくなってしまうからです。

以上のように、全体的な傾向として、紀元後1、2世紀において、剣闘士は死ぬまで戦うことはあまりなかったといえるでしょう。当然、剣闘士たちは、鋭利な剣を駆使し、急所を剥き出しにした状態で戦っていたわけですから、試合中に命を落とすリスクはありました。しかし、剣闘士試合が少なくとも剣闘士の死を提供すること自体を目的としてはいなかったことは確かです。

(あべ・まもる／東京女子大学非常勤講師)